

令和4年7月28日
道路・交通計画部
道路管理課

塀損傷事故の発生について

1 事故の概要

- (1) 発生日時 令和4年6月28日(火)午後4時30分頃
(天気:晴れ)
- (2) 発生場所 [REDACTED]
- (3) 相手方 乙 ([REDACTED])
- (4) 事故内容 世田谷区(以下、「甲」という)道路管理課職員が、現地調査から帰庁時に私道を車両で走行中、前方が行き止まりであったため、その場でUターンを行う際、車両前方の右側ミラーとバンパーが乙所有の塀に接触し、塀の一部を損傷させた。
- (5) 損傷の程度 甲 人身:なし
物損:車両前方右側のバンパー擦り傷
乙 人身:なし
物損:塀の一部損傷

2 事後の対応

- (1) 現場において、甲乙及び警察官の立会いのもとで、事故の内容や損傷の程度について確認を行った。乙とは誠意を持って示談交渉を進めていく。
- (2) 事故後、自動車を運転する際には、周囲の安全確認や、他の職員が誘導を行うよう改めて職員に対し指導を行った。
今後も事故再発防止に向け、ミーティングにおいて、継続的に安全運転の啓発を行っていく。